

東京都における判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援等が必要な方の
あんしん生活を支える制度の推進に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と東京弁護士会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援等が必要な方が地域で安心して暮らし続けるための制度である成年後見制度、日常生活自立支援事業その他の制度について、必要な方がこれらの制度を適切に利用できるよう、制度の周知や制度利用支援体制の整備を推進することを目的とする。

（取組内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携して、次に掲げる事項に取り組む。

- （1）甲は、東京都内の区市町村（以下「区市町村」という。）に対して本協定の趣旨を周知し、前条に定める制度の周知や制度利用支援体制の整備について、協力を求めるとともに、本協定書で定める乙の取組を都民及び区市町村に周知し、乙の取組が円滑に実施できるよう協力する。
- （2）乙は、都民等からの相談に応じる窓口を設置し、相談対応を行う。
- （3）乙は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画に定められた甲及び区市町村の取組について、専門的立場から相談対応、助言を行う。
- （4）乙は、甲及び区市町村からの依頼に応じ、専門家派遣、研修会、セミナー開催等に協力する。
- （5）甲及び乙は、本協定に基づく上記（1）から（4）までの取組状況等に関する情報共有に努める。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、本協定を更新しない旨の特段の意思表示をしない限り、この協定は期間満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第4条 この協定の定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年2月3日